

亀山市ホームページバナー広告掲載要領

令和8年3月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、亀山市広告掲載要綱（平成24年4月1日施行。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第4条の規定に基づき、市が管理するホームページ（以下「市ホームページ」という。）へのバナー広告（以下「広告」という。）の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、バナー広告とは、市ホームページ内に表示される広告画像で、広告の掲載を行う者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクするものをいう。

(広告の範囲及び基準)

第3条 市ホームページに広告を掲載することができる者、広告の内容及びデザイン並びにリンク先ホームページの内容の範囲及び基準は、要綱第3条及び亀山市広告掲載基準（平成24年4月1日施行。以下「掲載基準」という。）の規定によるものとする。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦85ピクセル、横180ピクセル
- (2) 形式 GIF（アニメーション及び透過GIFを除く。）、JPEG又はPNG
- (3) データ容量 10キロバイト以下

(広告の表現)

第5条 広告は、次に掲げる表現に留意し、作成しなければならない。

- (1) 閲覧者に不快感を与えるおそれのないもの
- (2) 文字色と背景色のコントラスト（明度差）を十分にとり、背景に模様のある画像、写真等を使用するときは、文字の周りを縁取るなど文字を読みやすく配慮したもの
- (3) 文字、イラスト等の解像度を適切に処理し、鮮明に見えるよう配慮したもの

(広告の禁止表現)

第6条 掲載基準第5条に該当するもののほか、次の各号のいずれかに該当する表現を含む広告は、掲載しないものとする。

- (1) 「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等のボタン
- (2) アラートマーク
- (3) ラジオボタン
- (4) テキストボックス (入力できるように見えるもの)
- (5) プルダウンメニュー (下に選択肢があるように見えるもの)
- (6) 閲覧者が市ホームページのコンテンツの一部又は市の事業であると錯誤するおそれのあるもの
- (7) その他視覚的に適当でないと市長が認めるもの

(リンク先ホームページの基準)

第7条 リンク先ホームページが次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しないものとする。

- (1) 要綱第3条第1項各号に該当するもの
- (2) 他のホームページへのリンクを集合し、それらを紹介するもの
- (3) 市ホームページと類似する又は市の事業であると錯誤しやすいもの

(広告の掲載位置及び枠数)

第8条 広告の掲載位置及び枠数は、次のとおりとする。

- (1) 広告の掲載位置 市ホームページのトップページ等における市が指定する位置
- (2) 枠数 10枠

(広告の掲載期間)

第9条 広告の掲載期間は、1月単位とし、広告の掲載開始月が属する年度を超えない期間とする。

2 各月の掲載期間は、原則として掲載月の1日から末日までとする。

(広告の掲載料金及び納入方法)

第10条 広告の掲載料金は、1枠当たり月額10,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

2 広告主は、前項に規定する掲載料金を市長が指定する期日までに、市が発行する納付書により一括前納するものとする。

(広告の募集方法)

第11条 広告の掲載を申し込もうとする者（以下「申込者」という。）の募集は、市ホームページ及び広報紙で行う。

2 広告の募集は、広告枠を新たに設けたとき又は広告枠に空きが生じているときに行う。

3 第1項の規定にかかわらず、広告の募集を行うに当たり、掲載基準第4条各号に該当しない者に対し、広告の募集を案内することができる。

(広告の掲載の申込み)

第12条 申込者は、原則として掲載開始希望日の45日前までに広告案を添えてホームページバナー広告掲載申込書（様式第1号）により、市長へ申し込むものとする。

2 申込者は、法人市民税又は個人市民税、固定資産税及び軽自動車税等の滞納をしていないものとする。

(広告の掲載の決定等)

第13条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、要綱第6条に規定する亀山市広告審査委員会の審査を経て、掲載の可否を決定する。

2 前項の審査の結果、掲載を可とする者の数が募集した枠数を超えるときは、掲載期間が長い者を優先する。ただし、同順位の場合は、次に掲げる順位により決定するものとする。

(1) 市内に事業所等を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

3 前項の規定により順位を決定してもなお掲載を可とする者の数が募集した枠数を超えるときは、抽選により決定するものとする。

4 市長は、広告の掲載の可否を決定したときは、ホームページ広告掲載可否決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

(広告等の変更)

第14条 広告主は、掲載期間中に広告のデザイン及びリンク先ホームページの内容を変更しようとするときは、変更を希望する日の14日前までに広告案を添えて書面（任意様式）により市長へ申し出るものとする。

2 市長は、亀山市広告審査委員会により変更の可否を審査し、広告主にホームページ
広告掲載内容変更可否決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（広告の掲載の取消し等）

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主への催促等の手続を
要することなく広告の掲載を取り消し、又は一時停止することができる。

- （1） 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- （2） 指定する期日までに掲載料金の納付がないとき。
- （3） 広告主のホームページが事前の連絡なく閉鎖されたとき。
- （4） 前条第1項の規定による申出なく広告のデザイン又はリンク先ホームページ
の内容が変更されたとき。
- （5） 掲載期間中に掲載基準第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- （6） その他広告の掲載が適切でないと市長が判断したとき。

2 前項の規定により広告の掲載を取り消し、又は一時停止した場合において、市は、
広告主に対し、その賠償の責めを負わないものとする。

（広告の掲載の取下げ）

第16条 広告主は、市ホームページへの広告の掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、広告主は、書面により、広告の
掲載の取下げを希望する日の30日前までに市長に申し出るものとする。

（広告の掲載料金の返還）

第17条 市は、広告主の責めに帰さない理由により広告の掲載期間において広告を掲
載しなかったときは、掲載しなかった日数に応じて、第10条に定めた掲載料金に基
づき日割計算により算出した金額（その額に100円未満の端数が生じたときは、こ
れを切り捨てた額）を広告主に返還するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、掲載しなかった時間が連続24時間未満の場合は、広告
の掲載料金の返還は行わないものとする。

3 第1項の規定により返還する広告の掲載料金には、利子を付さないものとする。

（広告主の責務）

第18条 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する一切の責任を負うものとし
る。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び法令等に違反していないことを市長に対して保証するものとする。

3 第三者から広告に関連して損害賠償請求等がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和8年3月1日から施行する。

年 月 日

ホームページ広告掲載申込書

亀山市長 様

申込者 住所（所在地）
氏名（名称）
（代表者）
（担当者）
電話
FAX
E-mail
※団体（企業）にあつては、事業所の所在地及び名称と併せて代表者名及び担当者名も記入し、社印等を押印してください。

亀山市広告掲載要綱及び亀山市ホームページバナー広告掲載要領の遵守並びに下記誓約・同意事項に同意の上、次のとおり申し込みます。

- 1 広告掲載希望枠数
枠
- 2 広告掲載希望期間（掲載期間は1月単位）
年 月 日から 年 月 日まで（ 月）
- 3 広告の内容
広告案のデータを メール その他（ ）にて添付します。
- 4 リンク先ホームページの内容
- 5 リンク先URL
- 6 誓約・同意事項
 - (1) 広告の内容は、亀山市広告掲載要綱第3条第1項各号に該当しないこと。
 - (2) 申込者（広告代理店が申込者である場合は、当該広告代理店に広告の掲載を依頼した者を含む。）は、亀山市広告掲載基準第4条第1項各号に該当しないこと。
 - (3) 申込者がホームページ広告の掲載申込みに当たり、法人市民税又は個人市民税、固定資産税及び軽自動車税等の滞納をしていないこと。
※広告掲載申込時又は広告掲載期間中に(3)の事項について、亀山市が納付状況調査及び関係機関へ照会する場合がありますことに同意します。

年 月 日

様

亀山市長 櫻井 義之

ホームページ広告掲載可否決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった広告掲載について、次のとおり決定します。

1 決定区分 掲載する

掲載しない
理由

2 掲載枠数 枠

3 掲載期間 年 月 日から 年 月 日まで（ 月）

4 掲載料金 金 円（10,000円× 枠× 月）
※掲載料金には、消費税及び地方消費税が含まれています。

5 掲載料金納付期限 年 月 日まで

年 月 日

様

亀山市長 櫻井 義之

ホームページ広告掲載内容変更可否決定通知書

年 月 日付で申し出のあった広告掲載内容の変更について、次のとおり決定します。

1 決定区分 許可する

許可しない
理由

2 掲載内容変更期間 年 月 日から 年 月 日まで